

相場ライフでは、PSR 方式に基づく証拠金計算方式を標準とさせていただきますが、VaR に準じた建玉状況に基づくリスク対応方式につきましてはお客様のお申し出により対応可能といたします。その際は、本約款への同意が必要となります。

電子取引におけるロスカット取引約款

岡安商事株式会社

(総則)

第1条 本約款は、プログラム自動取引（以下「本制度」という。）を、岡安商事株式会社（以下「当社」という。）の電子取引システム（以下「相場ライフ」という。）に導入するにあたり、相場ライフにおける本制度の取決めを定めるものであり、当社は本制度による取引の受託にあたり、本約款のほか、「電子取引に関する取扱規程」、「VaRに基づくリスク対応証拠金計算方式適用についてのお取決め」、商品先物取引法、金融商品取引法、その他関係諸法令及び受託契約準則に従って委託者（以下「お客様」という。）との取引を受託するものとする。

2. お客様は、相場ライフの証拠金計算において、VaR に準じた建玉状況に基づくリスク対応方式を選択する場合のみに本制度が適用され、本約款に同意し遵守するものとする。
3. お客様は、本制度を利用する場合においても不足金の差し入れ又は預託が必要となる場合があることを留意しなければならない。

(用語の定義)

第2条 本約款において使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 「値洗損益」とは、未決済の個別の取引に係る約定値段と、第5条に定める算出時期における直近約定値段（当日に約定がない場合は前日帳入値段）との差額に、取引単位の倍率を乗じて得た価格について、その損益を通算した額をいう。
- (2) 「ロスカット判定確定状態」とは第5条に定める時期において第6条に定める自動決済の設定に値洗損益が達した状態をいう。
- (3) 「ロスカット取引口座」とは、本約款に基づく取引契約により委託された取引口座をいい、当社は、「ロスカット取引口座」と本制度によらない取引口座である「通常取引口座」とを区別して管理するものとする。

(取扱上場商品及び委託手数料)

第3条 本制度により受託する上場商品は当社が定めるものとし、オプション取引についてはこれを除外する。

2. 前項に基づきロスカット取引口座において取引可能な上場商品は、相場ライフで取扱う銘柄とする。
3. 前項にかかわらず、本制度の利用中は、受渡しによる決済は出来ないものとする。
4. 本制度における委託手数料は、本制度によらない通常取引口座の委託手数料と同額とする。

(本制度の利用の申し出) 第4条 お客様は、通常取引口座とロスカット取引口座を併用しての取引は出来ないものとする。

2. 「電子取引に関する取扱規程」第21条（受渡し）にかかる建玉が残存する場合、お客様は本制度の利用の申し出は出来ないものとする。
3. お客様による本制度の利用の申し出は、相場ライフの VaR に準じた建玉状況に基づくリスク対応方式への変更申し込み画面に必要事項を入力の後、送信ボタンをクリックすることで、本約款に同意し申し出を行ったものとする。

4. 前項の申し出は、相場ライフ利用可能時間内であればいつでも出来るものとする。
ただし日次更新処理の時間を除く。
5. ロスカット取引の利用開始時にお客様の通常取引口座はその内容のままロスカット取引口座に移行されるものとする。(通常取引口座に建玉又は未約定の注文が残存する場合、残存する建玉又は未約定の注文はロスカット取引口座に移行する。)
6. 本制度の利用開始は、VaRに準じた建玉状況に基づくリスク対応方式への変更申し込みを弊社が受領しシステム上の変更手続きが完了した後の日替わり処理後よりとする。(損益確定状態の判定のための値洗損益の算出時期)

第5条 本制度によるロスカット判定確定状態の判定のための値洗損益の算出は、取引所の立会が行われる日において夜間立会開始時刻から日中立会終了時刻までの取引時間中に随時行われます。

(自動決済の設定)

第6条 自動決済の設定は「VaRに基づくリスク対応証拠金計算方式適用についてのお取決め」に準ずるものとする

(ロスカット判定となった場合の建玉の決済注文)

- 第7条 当社は、お客様の取引につき第5条で定める算出時期に行った値洗損益の計算の結果、取引がロスカット判定となった場合は、相場ライフにより自動的かつ速やかに建玉の全部について決済注文を執行するものとする。
2. 当社は、前項に基づく決済注文を執行するに際し、お客様が発注された未約定の売買注文が残存する場合は、前項にかかわらず、決済注文を執行する前に相場ライフにより自動的に当該注文の取消処理を行い、取消処理確定後に前項の決済注文を執行するものとする。
 3. 本条に基づく決済注文及び前項の取消注文の受注時間は、相場ライフによる当該注文の発注時間と同一時間とする。
 4. 本条に基づき、第5条の算出時期においてロスカット判定となった場合の決済注文は、お客様は取消すことが出来ないものとする。
 5. 本条に基づく決済注文の委託手数料は、お客様自らが注文される場合の委託手数料と同額とする。

(不足証拠金不納等による取引の処分)

第8条 「電子取引に関する取引規程」第20条(不足証拠金不納等による取引の処分)に基いて当社

が行う建玉の強制決済は、本約款第7条に基づく決済注文よりも、優先して執行されるものとする。

(本約款の変更について)

- 第9条 当社は、法令、諸規則及び取引所規則等の変更、監督官庁の指示等、本約款の変更の必要が生じた場合は、予告なく本約款を改訂することがある。
2. 当社が本約款を変更する際は、すみやかにその内容を相場ライフの「お知らせ」画面等によりお客様に通知するものとする。
 3. お客様が本約款の変更に異議がある場合は、当社が都度定める期日までに申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、お客様は当該変更に同意したものとみなす。
 4. 前項にかかわらず、本約款変更の通知後にお客様が新規取引を行った場合は、お客様は当該変更に同意したものとみなす。

(免責事項)

- 第10条 本約款に定めるロスカット判定確定状態に達したことにより当社が決済注文を執行したにもかかわらず、市場の状況により、次の各号に定める事項の発生によって生じた損失等について、当社は責任を負わない。
- (1) 当該決済注文の一部又は全部がキャンセル又は未約定のまま当日の立会が終了した場合
 - (2) ロスカット状態における決済注文の結果におけるすべての売買差損額。
2. 次の各号に定める事項の発生によって、値洗損益の計算が出来なかった場合、本約款に基づく決済注文が執行出来なかった場合、及び誤った計算結果に基づく決済注文が執行された場合、当社は責任を負わない。
- (1) 取引所、情報ベンダー及び関係金融機関の通信機器、通信回線、コンピュータ等に、欠陥、処理能力等の問題により障害が発生した場合
 - (2) 停電又は天災等による障害により相場ライフの提供が出来なくなった場合
 - (3) その他、当社の責めに帰すことができない事由による場合
3. 本条各項の他、当社は「電子取引に関する取扱規程」第27条（免責事項）に定める事項について責任を負わない。

附則

本約款は、平成21年3月23日より施行する。

本約款の改訂は、平成22年10月12日より施行する。

本約款の改訂は、平成23年1月1日より施行する。

本約款の改訂は、平成23年10月3日より施行する。本約款の改訂は、平成25年2月12日より施行する。

本約款の改訂は、平成25年6月3日より施行する。

本約款の改訂は、平成26年7月22日より施行する。

本約款の改訂は、平成27年5月7日より施行する。

本約款の改訂は、平成29年3月21日より施行する。

本約款の改訂は、平成29年5月8日より施行する。

本約款の改訂は、平成30年10月9日より施行する。

本約款の改訂は、令和2年7月27日より施行する。

本約款の改訂は、令和5年11月6日より施行する。